

「白百合 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」の 実施に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、「白百合 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」(以下、「本プログラム」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(教育目的)

第2条 本プログラムは、履修学生の数理・データサイエンス・AI への関心を高め、かつ、数理・データサイエンス・AI を適切に理解し、それを活用する基礎的な能力(リテラシーレベル)を育成することを目的とする。

(履修対象者)

第3条 本プログラムは、白百合女子大学の学部学生を対象とし、科目等履修生は除く。

(履修方法)

第4条 本プログラムは、授業科目の履修に係る通常の登録手続きの他に、特別の手続きを必要としない。

(授業科目及び単位数)

第5条 本プログラムを構成する授業科目及び単位数は、次のとおりとする。
「はじめてのデータサイエンス」(2単位)

(修了要件)

第6条 本プログラムの修了要件は、第5条に定める授業科目を修得することとする。

(修了証の交付)

第7条 前条の修了要件を満たした学生に、「白百合 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム(リテラシーレベル)」の修了証を交付する。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この内規は、2022年(令和4年)4月1日から施行する。